めぐみの木こども園 保育室棟(3号棟)新設工事 プロポーザル募集要項

学校法人愛和学園

めぐみの木こども園 保育室棟(3号棟)新設工事 プロポーザル募集要項

1. 目的

学校法人愛和学園めぐみの木こども園の保育室棟の新設工事を発注するにあたり、高度な技術力や専門性、創造性や企画力及び豊富な経験を有する事業者からの設計プラン及び施工内容、施工見積を一定の基準で評価・選定するプロポーザル方式で業者を選定することにより、当該建設工事における設計・施工をより効率的・効果的に実施することを目的とする

2. 工事・契約の概要

- (1) 工事件名 めぐみの木こども園 保育室棟(3号棟)新設工事
- (2)竣工期限 令和7年2月末日まで
- (3) 契約形態 設計施工一括方式
- (4) 設計及び工事見積額の上限 77,500千円 (消費税抜き)
- (5) 契約における条件
 - ・契約保証金 なし
 - ・支払い条件 工事契約時…契約金額の 5% (消費税別途) 建物引渡時…契約金額の 95% (消費税別途)
 - ・支払方法 現金または銀行振込(送金手数料は請負業者負担)

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加するものは次の(1) \sim (4) のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1)経営事項審査の総合評定値で900点以上を取得している者であること。
- (2) 学校施設ないし保育施設の設計及び施工において、元請としての受注実績があること。
- (3) 保育施設の設計・施工に係る建築技術に関する知識を有し、且つ木造建築について高度な知見と施工技術を有している者であること。

- (4) 本件募集開始・要綱公開の日から契約締結日までの期間において、次の 要件を満たすこと。
- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項に定める要件に該当しない者
- イ 引き続き2年以上その営業に従事している者
- ウ 契約予定価格に相当する金額以上の工事を過去5年間に直接に、官公署、 公団、会社等の法人から設計施工一括方式により請け負い、これを完了している者
- エ 入札参加通知書を受領の日から入札日の間に建設業法による営業停止の行 政処分を受けていない者
- オ 正常な入札執行を妨げる等の行為を行う恐れがなく且つ行わない者
- カ 当法人の役員本人又はその親族が役員に就いている業者でない者
- キ 埼玉県ないし鴻巣市において、一般競争入札に参加することができない者 でないこと
- ク 埼玉県ないし鴻巣市において、設計ないし建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- ケ いずれの地方公共団体の暴力団排除措置要綱等により指名除外措置を受けていない者であること。
- コ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立 てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者を 除く。
- サ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立 てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者を 除く。

4. 失格事項

次のいずれかに該当したときは、本手続きに関する資格を失う。

- (1) 応募書類等の提出日、提出場所、提出方法等が本要項に適合しないとき。
- (2) 応募書類等の記載が本要綱及び仕様書に適合していないとき。
- (3) 応募書類等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- (4) 応募書類等に記載すべき事項以外の事項が記載されていたとき。
- (5) 応募書類等に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。

- (6)「2(4)設計及び工事見積額の上限」を上回る見積書を提出したとき。
- (7) 本法人の理事等及び職員に対する事前説明、事前連絡など公正な審査を妨げる行 為をしたとき。
- (8)「3. 参加資格要件」を満たしていないことが判明したとき。
- (9) その他不正な行為があったとき。

5. 応募書類作成にあたっての質問受付方法等

工事内容に対する質問の受付方法等は、次に定めるところによる。

(1) 質問方法 受付期間内に下記の「プロポーザル質疑応答掲示板」 http://bbs1.sekkaku.net/bbs/aiwaqa/

にて質問・回答を随時記載。

- (2) 質問受付期間 令和6年9月18日正午から 同月25日午後5時まで
- (3) その他 受付期間及び定められた方法以外の質問(電話等)、及び質問範囲外となる質問については受け付けない。

※応募を予定している者で質問を行う場合には、事前に下記の事務局に電話連絡の 上、社名並びに担当者名、連絡先を明記した書面をファックスすること。

学校法人愛和学園 事務局 電話:048-541-0878、fax:048-541-0877

6. 応募書類の提出

本プロポーザルに参加の意思がある場合は、次に定めるところにより応募書類すべてを提出期限日時までに提出すること。

- (1)募集内容 基本設計に指定された面積及び設備等に則り、別紙要求水準書の要望 に沿った応募書類【設計プランが分かる図面、パース等及び設計及び 工事に係る見積額のわかる書面】の提出。
- (2)提出部数 正1部、副1部の計2部とする。(押印が必要なものは、正のみ 押印し副はその写しとする。)
- (3)提出期間 令和6年9月30日午前9時から正午まで
- (4) 掲出先 学校法人愛和学園 事務局
- (5) 提出方法 上記提出先に持参。又は郵送(郵送の場合は速達及び書留にて令和 6年9月27日消印を期限とする。)

7. 審査方法

- (1) 本プロポーザルは、審査を厳正かつ公平に行うため、外部アドバイザーを加えて 当法人理事会で審査し決定する。
- (2) 審査 審査は、提出された応募書類により行うものとする。
 - ・審査については、非公表とする。
 - ・審査結果については、文書で通知する。
 - ・この審査結果について異議は認めない。

8. その他

- (1)契約書作成の要否 要
- (2) 企画提案書等の作成、提出、及びプレゼンテーションの参加に要した経費は、すべて応募者の負担とする。
- (3) 応募者1者につき、参加申込及び提案は1つとする。
- (4)提出された審査書類は返却しない。
- (5) 当法人は、企画提案書等の内容については無断使用しない。
- (6) 提出された応募書類等の著作権は、応募者に帰属する。
- (7)取得した個人情報について、当該評価に係る目的以外に使用しない。また、第三者に情報提供しない。
- (8) 提出期限以降における企画提案書等の追加、差替え及び再提出は認めない。
- (9) 当法人は、必要に応じて、応募者(応募予定者を含む)に対し、NDA 契約(機 密保持契約)の締結を要求することがある。